

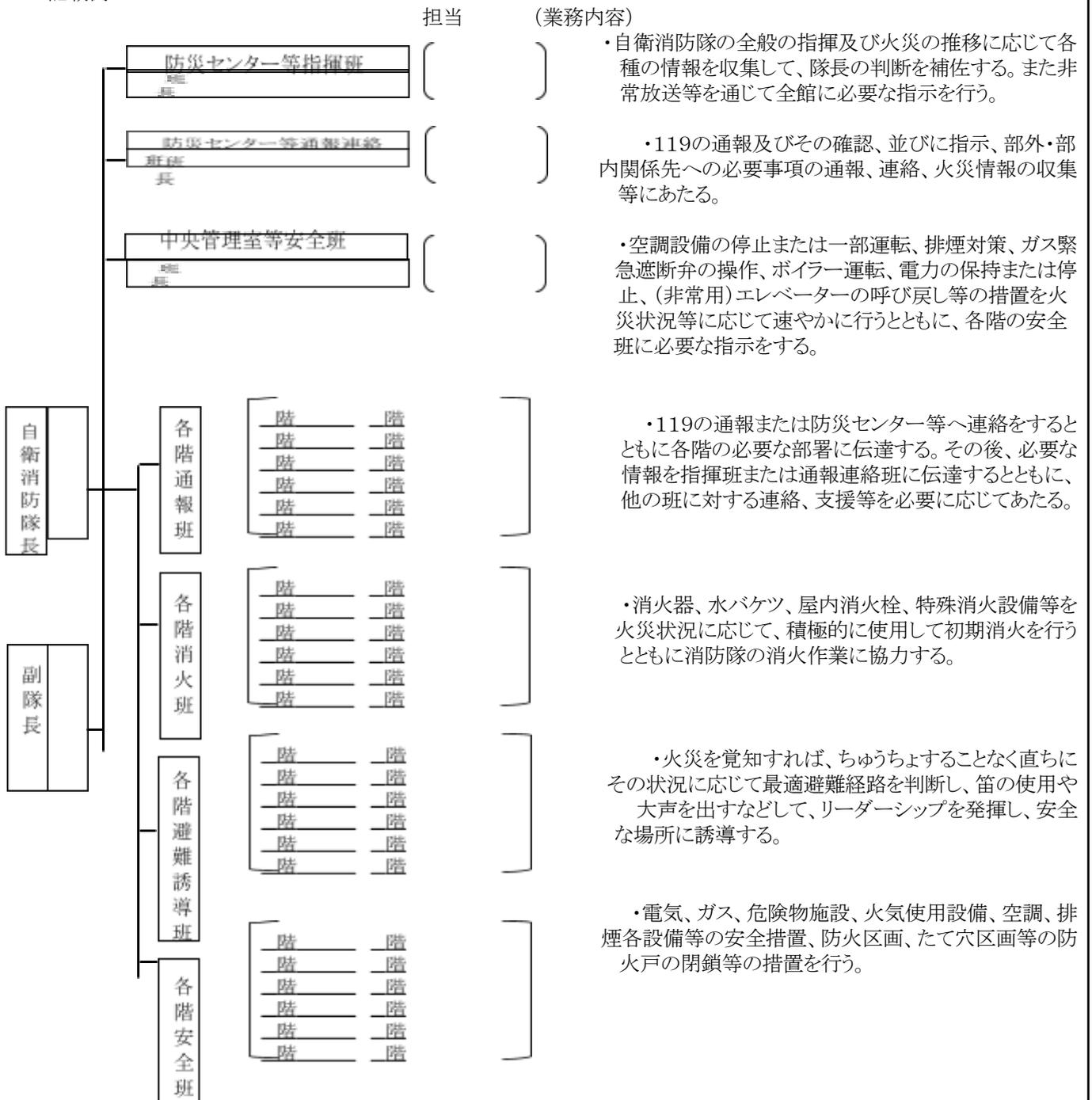
消防計画

(本計画は震災対策にも適用するものとする。)

年 月 日 (大規模用-1)

1 防火管理体制(社(店)内の組織として、防火管理業務をどのように分担、処理しているかを体系的に図示してください。)

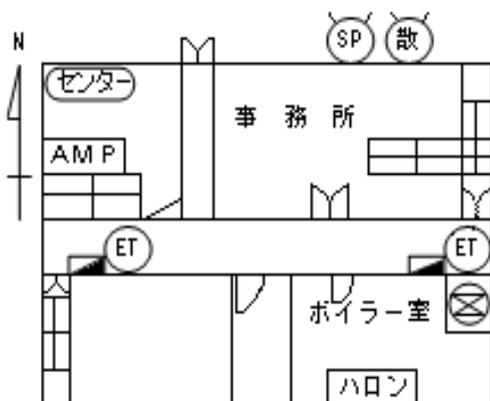
2 自衛消防隊の設置及び組織(本図と異なる組織または本図に記入できない場合は別紙に記載してください。)
—記載例—



3 消 防 設 備 担 当	階数	①消火器担当		②避難器具担当		③屋内消火栓担当		④スプリンクラー制御弁担当		⑤自動火災報知装置					
	階	本		個		個		個		・受信機設置場所 階の_____					
	階	本		個		個		個		担当 昼間() 夜間()					
	階	本		個		個		個		・副受信機設置場所 階の_____					
	階	本		個		個		個		担当 昼間() 夜間()					
	階	本		個		個		個		⑥ 放送設備					
	階	本		個		個		個		設置場所 階の_____					
	階	本		個		個		個		担当 昼間() 夜間()					
	階	本		個		個		個		⑦ 総合操作盤					
	階	本		個		個		個		⑧ 中央管理室					
	階	本		個		個		個		⑨ 特殊消火設備					
	階	本		個		個		個		⑩ 連結送水管等					
	階	本		個		個		個		設置場所 階の_____					
	階	本		個		個		個		担当 昼間() 夜間()					
⑦ 総合操作盤		⑧ 中央管理室				⑨ 特殊消火設備			⑩ 連結送水管等						
設置場所 階の_____		設置場所 階の_____				設備名	設置場所	担当	・送水口設置場所 _____						
担当昼間() 夜間()		担当昼間() 夜間()							・消防隊誘導担当 ()						
⑪ ⑤⑥⑦の設備の操作・監視業務を外部に委託する。委託先(_____ 電話 _____)															
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ を実施															
通 報 連 絡	・出火場所→119 (第一報) ① 火災発見者等が、社(店)内電話を使用して直接119に通報する。 ② 火災発見者等は各階に設置された非常電話を使用して指揮班(保安室、事務室、防災センター)に通報する。 ③ 火災発見者等は、社(店)内電話を使用して指揮班(保安室、事務室、防災センター)に通報する。 ④ 自動火災報知設備受信機により火災覚知した場合、または火災発見者等から連絡を受けた場合、保安係員等は119通報するとともに現場を確認し、状況により全館鳴動及び非常放送をする。 ⑤ 出火場所からの通報、または自動火災報知設備及びスプリンクラー設備など2以上の発報信号が入ったならば、直ちに119するとともに、現場確認を指示し全館鳴動及び非常放送をする。 ⑥ 119通報内容は、「火事です。所在地は○市・町の○○○です。近くに○○○があります。」「○階の○○部分が少し(激しく)燃えています。」「現在のところ逃げ遅れはない(ある)模様です。」「誘導員が○○○に待機しています。」等とする。 ○					・出火場所→指揮班 ① 火災が発生したことを通報する。 ② 出火場所の細部(布団売場の南の隅が約10mほど等)を通報する。 ③ 初期消火が可能(不能)の判断を通報する。 ④ 初期消火のため応援の必要(不必要)の判断を通報する。 ⑤ 一部避難または全部避難の必要(不必要)の判断を通報する。 ○					・指揮班→消防隊 ① 消防車の誘導を行う。(表、裏、東西、入口等) ② 火災現場への誘導を行う。 ③ 火災状況、延焼状況報告を行う。 ④ 在館者状況、避難状況、要救助者存否の報告を行う。 ⑤ 屋外階段、特別避難階段、屋内階段、非常用エレベーターの位置及びその他の消火活動上必要な建物状況を報告し、説明する。 ⑥ 危険物品の存否その他特異状況を報告する。 ・指揮班→119 ⑦ 延焼拡大状況、避難状況、応援要請の有無、必要資機材等を通報する。 ⑧ その他の細部計画は社(店)内防火規則に定める。 ○				
	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ を実施					○ ○ ○ ○ ○ を実施					○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ を実施				

5 防災センター、総合操作盤、自動火災報知設備の受信機、同副受信機、放送設備、非常電話、屋内消火栓、特殊消火設備、スプリンクラー制御弁、連結送水管、連結散水設備等の送水口の各位置

—記載例—



1階

・上記欄の消防用設備等の設置位置を各階平面図に記入してください。

凡例： センター 防災センター、 操作盤、 自動火災報知設備受信機、 同副機、
 屋内消火栓箱、 AMP 放送設備操作装置、 R M 同遠隔操作機、 ET 非常電話、
 スプリンクラー制御弁、 泡消火設備、 CO₂ 酸化炭素消火設備、 SP 送 連結送水管送水口、
 SP スプリンクラー送水口、 散 連結散水設備送水口、 H ハロン ハロゲン化物消火設備

(大規模用-4)

6 消火活動

初期消火活動

- ① 火を見てもあわてず何が燃えているかを確認する。
- ② みだりに窓、その他の開口部を開けたり、破壊したりしない。
- ③ とりあえず手近にあるもので叩き消す。
- ④ 水バケツ、砂、消火器などを使用する。
- ⑤ 消火器の使用限度は、火が天井に着火するまでとし、いつまでも消火器に執着しない。
- ⑥ 各階または各場所の消火器を集めるような時間のかかることは絶対にしない。
- ⑦ 屋内消火栓の使用は火災覚知と同時に始める。
- ⑧ 屋内消火栓の操作順序は、「起動ボタンを押す」、「ホース延長」、「ノズルを火点に向ける」、「バルブを開ける」とする。
- ⑨ ホース延長の際、ホースのねじれ、折り曲げなどの放水障害に注意する。
- ⑩ 屋内消火栓による消火も限度があるので、効果がないと判断したら直ちに避難すること。
- ⑪ 密閉された部屋の開口部を開けるときは、注水の用意ができてからとする。その際は必ず姿勢を低くする。
- ⑫ 密閉された部屋の開口部を開けたり、破壊された場合は、部屋全体が炎に包まれ、急激な煙の噴出する爆燃的
火災現象が発生しやすいので十分注意する。
- ⑬ 火点に注水後は急激に蒸気を含む煙が増加するので驚かない。
- ⑭ タオル等で口を覆い低い姿勢で注水作業を行う。
- ⑮ 延焼はどの部分に及ぶか予測し難いから、周囲の状況に注意し、退路を考え深追いしない。
- ⑯ スプリンクラー設備により自動消火した場合、消火を確認した後、速やかに警戒区域のスプリンクラー制御弁
を閉鎖し、水損防止をする。

を実
施

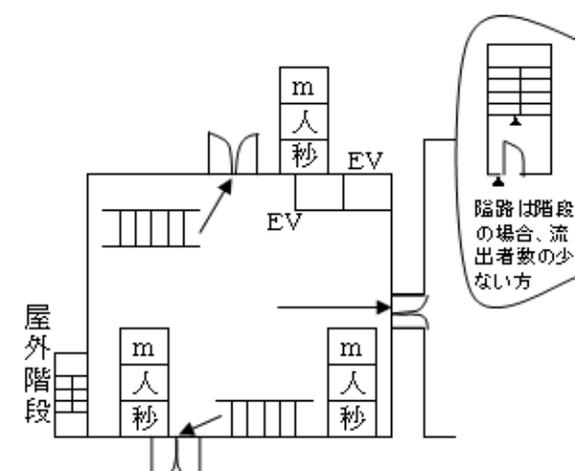
消防隊支援活動及び消防隊誘導

- ① 消防隊が現場到着した場合は、火災、延焼状況等を通報する。
- ② 消防隊と放水作業等の交替は、円滑に行う。
- ③ 消防隊との要請により、消防隊の消火作業を支援する。
- ④ 消防車両進入障害物を除去し、消防車両を誘導する。
- ⑤ 消防隊員を火災現場に誘導する。

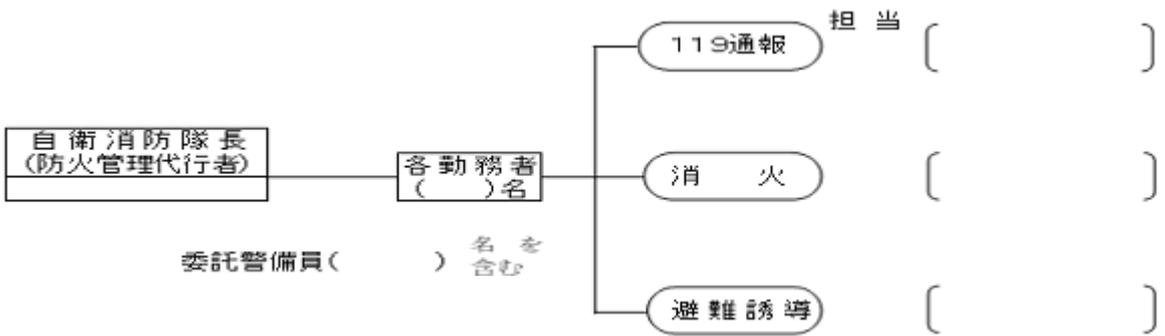
〇

<p>・特殊消火設備による活動</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 小規模火災のうちは消火器を使用する。 ② 的確な判断により早期に特殊消火設備の使用を決断する。 ③ 使用時は付近の関係者に注意を喚起する。 ④ 特殊消防設備を使用した旨を直ちに指揮班に連絡する。 ⑤ 特殊消火設備を使用した旨を消防隊にも直ちに連絡する ⑥ 使用後は関係者は早期に避難する。 ⑦ 鎮火後は換気を行った後でなければ絶対入室しない。 ⑧ 入室は現場責任者の許可を得た後とする。 <p>○</p>	<p>・安全班の活動</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象物全体の空調設備の停止、または一部運転等の判断を速やかに行う。 ② 対象物全体の排煙対策を決定する。 ③ 対象物全体の防火計画、階段区画等の閉鎖状況を確認する。 ④ 火災の推移に応じ、ボイラー運転または停止、電力保持または停止等の必要な措置を行う。 ⑤ 非常用エレベーター、一般エレベーターの呼び戻しをする。 ⑥ ガス漏洩事故の際、ガス緊急遮断弁によりガス遮断する。 <p>○</p>	<p>・各階安全班の活動</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各階設置の空調設備の停止または一部運転等の判断を速やかに行う。 ② 各階に設けられた排煙設備を操作または作動させる。 ③ 各階の防火区画、階段区画の閉鎖措置または閉鎖の確認を行う。 ④ 各階のガス施設その他の危険物施設等の安全措置を行う。 ⑤ 上記の措置を行った場合は直ちに安全班に通報する。 ⑥ 安全措置に関する細部計画は社(店)内防火規則で定める。 <p>○</p>
		

(大規模用-5)

<p>7 各階避難計画概要</p> <p>—記載例— 1 階</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・各階の避難施設隘路幅員(m) ・各階の避難施設別受持人数(人) ・各階の流出完了時(秒後) ・各階避難器具設置場所・種類 ・非常用進入口の位置 ・避難計算はテキストを参照 	<p>・各階の避難計画は、次のとおりとする。</p>
---	----------------------------

8避難及び避難誘導		
<p>・避難の開始</p> <p>－出火現場－</p> <p>① 火災を発見した者は周囲に大声で知らせる。</p> <p>－出火現場から離れた場所－</p> <p>② 責任者はリーダーシップを発揮して的確に現場状況を判断し避難行動を指示する。</p> <p>③ パニックを防止するのは責任者の自信に満ちた指揮と行動であるから、拙速を尊び明確に指揮する。</p> <p>④ なるべく制服や腕章を着用している者が、リーダーシップをとった方が効果がある。</p> <p>⑤ 自動火災報知設備等の警報ベルが鳴った時は直ちに避難開始の準備を始める。</p> <p>⑥ 非常放送を聞いて避難行動を決定する。</p> <p>⑦ 非常放送がなければ、防災センター、事務室等に問い合わせる。</p> <p>⑧ 応答がなければ状況は悪いと判断して直ちに避難を開始する。</p> <p>⑨ いたずらに騒ぎたて、無秩序な行動にならないようにする。</p> <p>⑩ 地震発生のときは、必ず係員が必要な指示をする。</p> <p>○</p>	<p>・避難の方法</p> <p>① 各階の避難誘導班の責任者は状況に応じて、当該場所の最適避難方法を決定する。必ずしも避難パターンは一つに限定しない。</p> <p>② 避難順序は、</p> <p>1) 横方向への避難 (避難橋、連絡通路等の利用)</p> <p>2) 下階方向への避難 (屋外階段または特別避難階段などの利用)</p> <p>3) 上階方向への避難 (屋上、屋上避難広場の利用)</p> <p>とする。</p> <p>③ エレベーターによる避難は行わない。</p> <p>④ 避難器具は最終的な方法とする。</p> <p>⑤ 避難場所は予め定められた場所とする。</p> <p>⑥ 必要に応じ応援要請をする。</p> <p>⑦ 必要に応じて、タオル・マスク等を使用する。</p> <p>○</p>	<p>・指揮班の避難誘導</p> <p>① 指揮班による指揮連絡本部を火災後直ちに設ける。</p> <p>② 出火場所のみならず各階の情報把握に努め全体状況を判断する。</p> <p>③ 火災状況を全館に放送する。特にパニックを防止するため放送内容に注意する。</p> <p>④ 各階ごとに避難方向、階段の状況について必要な指示を与える。</p> <p>⑤ 消防隊に現在の避難状況、誘導方法、残留状況等を詳細に具体的に報告する。</p> <p>⑥ 防災センター(事務室)等は火災発生後はいかなることもあってもできる限り無人にしない。</p> <p>⑦ 必要がある場合には避難救護場所の設定をする。</p> <p>⑧ 総合操作盤の担当者に、社(店)内防火規則に定められたマニュアル(操作手順)に従って、総合操作盤の操作を行ったことの確認をする。</p> <p>⑨ 避難の細部計画は社(店)内防火規則に定める。</p> <p>○</p>
		
9避難・通報・消火訓練計画		
<p>・避難訓練の内容は震災対策を含め次のとおりとする。</p> <p>① 非常ベル鳴動時の避難準備態勢訓練。</p> <p>② 館内放送による避難誘導訓練。</p> <p>③ 各々の場所における最適避難誘導訓練。</p> <p>④ 責任者、指揮班の指示・命令訓練。</p> <p>⑤ 安全班における防火戸等閉鎖訓練。</p> <p>⑥ 各職場ごとに訓練に応じた目標を設定して行い、各人がその任務について熟練するように努める。</p> <p>⑦ 避難器具操作・取扱い訓練 固定式以外のものは危険を伴うことがあるので十全の注意を払う。</p> <p>⑧ 訓練は繰り返し行い、徹底する。</p> <p>⑨ 全館一斉に各担当部署ごとの連絡協力を行う。</p> <p>⑩ 訓練のワンパターン方式でなく、避難時間の短縮など自主的な盛り上りを図る工夫をする。</p> <p>⑪ 避難・通報・消火訓練計画の細部については、社(店)内防火規則に定める。</p> <p>○</p>	<p>・通報訓練の内容は次のとおりとする。</p> <p>① 119通報の擬似訓練を行う。</p> <p>② 実際に119に通報訓練をする場合は消防署と事前連絡を密にする。</p> <p>③ 通報内容は予め定めた文案により、正確、迅速に行えるようにする。</p> <p>④ なるべく全員が行うようにする。</p> <p>⑤ 自動火災報知設備受信機による火災覚知訓練をする。</p> <p>⑥ 放送設備による館内放送訓練をする。</p> <p>⑦ 社(店)内電話、非常電話により保安室等へ通報する訓練をする。</p> <p>⑧ 社(店)内電話により119し、必要な情報を伝える、119通報訓練をする。</p> <p>⑨ 出火場所及び各班から指揮班へ連絡する訓練をする。</p> <p>⑩ 指揮班から各班及び消防隊へ情報伝達する訓練をする。</p> <p>○</p>	<p>・消火訓練の内容は次のとおりとする。</p> <p>① 消火器訓練をする。</p> <p>② 水バケツ・水道ホースなどによる訓練をする。</p> <p>③ 屋内消火栓による操作・放水訓練をする。</p> <p>④ 特殊消火設備の模擬操作訓練をする。</p> <p>⑤ スプリンクラー設備の制御弁閉止訓練をする。</p> <p>⑥ 安全班による電気・ガス施設、空調設備、エレベーター、排煙設備などの安全措置訓練をする。</p> <p>⑦ 火気使用設備の使用停止訓練をする。</p> <p>○</p>
		

10 訓練実施計画	① 年2回以上実施し、そのうち避難・通報・消火の総合訓練を年1回以上実施する。 ② 訓練実施時は予め消防署へ通報する。 ③ 訓練内容はできるだけ写真等で記録し、次回の訓練等の参考にする。 ④ 震災対策としての防災訓練を実施する。なお細部については、社(店)内防火規則で定める。 ○	 を実施	実施日 月 日 月 日 月 日
11 避難通路等の確保	・法令の定めるところにより、避難通路等の確保については次のとおり行う。 ① 階段、廊下、通路等の避難経路には物品を置かない。 ② 屋外階段、避難階での非常口は鍵をかけない。 ③ 屋外階段、避難階での非常口の鍵は、非常錠とする。 ④ 防火戸は正常に作動するよう日頃から維持管理し、防火戸の機能障害を排除する。 ⑤ 避難の経路となる部分及び消火器、自動火災報知設備の受信機、放送設備、屋内消火栓箱、スプリンクラー制御弁等の周辺は常に整理・整頓し、使用を妨げる物品等を置かず、避難及び消火活動の支障にならないようにする。 ⑥ 以上のほか避難通路等の確保について、必要な事項は、社(店)内防火規則に定める。 ○		
12 夜間・休日の防火管理体制	① 防火管理者の代行者を定める。 ② 防火管理代行者による自衛消防組織は、次のとおりとする。 ○		 を実施
13 無人時の対策	・夜間、休日で建物内が全く無人となる場合の対策は次のとおりとする。 ① 自動火災報知設備の受信機から移報をとり、右の警備会社へ機械警備を委託する。 ② 機械警備を委託せず、付近の勤務者へ連絡する体制をとる。 ○	警備会社名() 責任者名(電話) 連絡先 氏名 電話 (-)	 を実施
14 工事中の防火管理	① 増改築、大規模な修繕、模様替等の工事をする場合、事前に消防署に相談する。 ② 使用部分と工事施工部分(元請負人)との間で協議し、共同して防火管理計画を定める。 ③ 上記工事中における防火管理計画の内容は次の事項とする。 ア 工事部分の自衛消防組織に関すること イ 工事部分の消火、通報、避難に関すること ウ 工事部分における溶接器、バーナー等の火気使用設備器具、引火性物品、危険物品、喫煙、その他の火気管理に関すること エ 工事作業員の監督及び防災教育に関すること オ 使用部分と工事部分との緊急時の連絡方法に関すること カ 使用部分と工事部分との区画方法に関すること キ 使用部分の避難に関すること ク その他必要な事項 ④ 以上のほか工事中の防火管理について、必要な事項は社(店)内防火規則に定める。 ○		

15

ガス漏れ事故対策

- ① ガス漏れ事故対策は、ガス防災管理者(防火管理者)の指示の下に行う。
- ② 平素から、ガス器具、ホース、各コックの老朽、破損等の点検整備をし、不相当使用は厳に禁止する。
- ③ ガス機器使用後は必ず閉栓することを義務づけ、夜間、休日は保安員等が点検する。
- ④ ガス漏れ時は付近のガスコックを閉鎖し、火気厳禁とするとともに、次により遅滞なく119等にガス漏れ状況、爆発状況を詳細に通報する。



- ⑤ 通報内容は「○○○でガス漏れがしています(ガス爆発がありました)。所在は○○○○です。ガス漏れ(爆発)部分は○階の○○です。ガス漏れ範囲は○○○○○です。」等とする。
- ⑥ 館内への避難通報は混乱を引き起こさせぬよう十分考慮するとともに、ガス漏れの規模、範囲等に応じて最小限の応急措置要員を残し、前8に準じ避難誘導を行う。
- ⑦ 緊急時には二次災害に十分考慮を払い、必要に応じ時機を失せずガス供給遮断弁を閉鎖する。
- ⑧ 館内通報の内容はおおむね次のこととする。
 - ア ガス漏れ事故発生場所とその概要。
 - イ 火気使用禁止の指示とその範囲。
 - ウ 避難誘導及びその指示等。
- ⑨ 消防隊及びガス供給事業者の到着時、実施措置内容、事故概要等の情報を報告するとともに、必要な指示を受け協力する。
- ⑩ 以上のほか、ガス漏れ事故対策について必要な事項は、社(店)内防火規則に定める。



16

震災対策措置

・地震予知情報または警戒宣言が発せられた場合等の震災対策措置

- ① 自衛消防隊長は直ちに自衛消防隊を編成し、地震発生に備えるとともに、関係各部署に対し必要な指示・命令をする。
- ② 通報連絡班は地震情報の入手・収集に努め、必要に応じて関係各部署に連絡・伝達を行う。
- ③ 指揮班は自衛消防隊と協議のうえ、在社(店)者等を直ちに避難させるかどうかを決定する。
- ④ 避難させる場合には、各階通報班に連絡し、パニック等の異常事態を惹起しないよう具体的な避難方法を指示する。
- ⑤ 直ちに避難させる必要がない場合には、非常放送等により地震情報を具体的に在社(店)者等に広報する。
- ⑥ 各階避難誘導班は落下物、器物倒壊等により通行障害にならないような避難経路を選定し、かつ確保する。
- ⑦ 各階消火班は消火器・屋内消火栓の点検を行う。
- ⑧ 各階消火班、安全班は社(店)内の火気使用の中止または制限を行うとともに、その転倒・落下防止等の措置を行う。
- ⑨ 安全班は社(店)内外の落下、転倒、崩落等のおそれのある物品(看板・積荷・外壁・窓ガラス・器具什器・ロッカー等)の点検並びに固縛、補強等の措置を行う。
- ⑩ 安全班は消防用設備等の全般の点検及び自家発電設備の始動点検をする。
- ⑪ 安全班は危険物施設及び物品の点検並びに流出、落下、転倒防止対策を行う。
- ⑫ 非常用資機材並びに飲料水、非常食料、医薬品等の点検、整備を行う。
- ⑬ 各階消火班、安全班は各担当部署ごとに、地震時に火気使用設備の使用停止措置を行う。その際の担当範囲はできる限り小範囲とする。
- ⑭ 安全班はボイラー、空調機等は保安上必要なもの以外は直ちに停止する。
- ⑮ 地震時または揺れのおさまった後、買物客等が屋外に一斉に避難しようとするときは、直ちに大声で制止するなどの措置を講ずる。
- ⑯ 地震後、直ちに関係各部署から被害報告を求め、必要な措置を講ずる。
地震後、在社(店)者を屋外に避難させる必要があるときは自衛消防隊長の指示により開始し、避難先等を明瞭にするとともに、避難人員等を把握する。
以上のほか、細部事項については各地方公共団体の作成する地域防災計画の趣旨に則り、社(店)内防火規則で定める。



17 火 気 管 理	① 各部署ごとに火元責任者を定め法令の定めるところにより、炉・かまど・厨房・ボイラー・ストーブ・ こんろ・裸火・喫煙等の火気管理を行わせ、その業務の実施について必要な事項は社(店)内防火規則 に定める。 ○																																	
																																		
18 危 険 物 施 設	① 許可施設にあつては、危険物取扱者は法令の定めるところにより危険物施設の点検、整備等を実施し 平素から防火管理者と協力して火災予防に努める。 ○																																	
																																		
19 消 防 用 設 備 等 及 び 点 検 計 画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 30%;">設備名</th> <th style="width: 30%;">委託業者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10"> ① 毎年消防用設備等の法定点検 (6か月ごとに外観点検及び機 能点検、1年ごとに総合点検) を行うとともに、日常の自主点 検を行い設備の維持管理をし、 自主点検の内容方法等は社(店) 内防火規則に定める。 ② その点検結果を毎年 月に 消防署へ報告する。 ③ その点検結果を3年に1度 月に消防署へ報告する。 ④ 上記法定点検は(自社、委託) で行い、委託の場合の委託先は 右のとおりである。 ○ </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 		設備名	委託業者名	① 毎年消防用設備等の法定点検 (6か月ごとに外観点検及び機 能点検、1年ごとに総合点検) を行うとともに、日常の自主点 検を行い設備の維持管理をし、 自主点検の内容方法等は社(店) 内防火規則に定める。 ② その点検結果を毎年 月に 消防署へ報告する。 ③ その点検結果を3年に1度 月に消防署へ報告する。 ④ 上記法定点検は(自社、委託) で行い、委託の場合の委託先は 右のとおりである。 ○																													
	設備名	委託業者名																																
① 毎年消防用設備等の法定点検 (6か月ごとに外観点検及び機 能点検、1年ごとに総合点検) を行うとともに、日常の自主点 検を行い設備の維持管理をし、 自主点検の内容方法等は社(店) 内防火規則に定める。 ② その点検結果を毎年 月に 消防署へ報告する。 ③ その点検結果を3年に1度 月に消防署へ報告する。 ④ 上記法定点検は(自社、委託) で行い、委託の場合の委託先は 右のとおりである。 ○																																		
20 防 災 教 育	① 震災対策を含む消防計画の内容、社(店)内防火規則の内容及び各勤務者の任務等を新入社員、勤務 者(自衛消防隊員)及び各担当者に教育指導し、その徹底を図る。 ② 上記のほか防災教育について、必要な事項は社(店)内防火規則に定める。 ○																																	
																																		
21 防 火 管 理 台 帳	① 防火管理台帳に「防火管理者選任(解任)届出書」、「消防計画」、「社(店)内防火規則」、「防 火管理台帳総括表」、「棟別状況表」、「危険物施設一覧表」、「条例による届出施設一覧表」、「防 火管理記録」、及び「査察結果通告書」など、その他の必要な図書を編冊し保存するとともに、必要な 記録を行う。 ② 消防法令により必要とされる「消防用設備等点検結果報告書」、ボイラー、変電設備等の各種届出を 消防署に届け出、副本を保存する。 ○																																	
																																		
22 社 店 内 防 火 規 則	① 本消防計画を実施するため必要な細部事項は、社(店)内防火規則に定め、その周知徹底を図ること により、火災予防並びに人命安全確保に努める。 ○																																	
																																		
23	その他必要事項																																	